

第三期の認証評価について (令和2年度～令和6年度)

◆改定の経緯

- 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の一部改正 →平成30年4月1日施行

【具体的な改正事項】

1. 大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

大学評価基準に共通に定めるべき項目を追加する。

- 三つのポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針）
- 内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）

(2) 重点評価項目の設定

- 内部質保証に関して重点的に評価を行う。

(3) 設置計画履行状況等調査との連携

- 設置計画履行状況等調査における指摘事項（改善意見、是正意見又は警告）を把握した上で評価を行う。

◆改定の経緯

- 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」の一部改正 →平成30年4月1日施行

【具体的な改正事項】

2. 評価の質の向上

(1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

- ・ 認証評価機関は、評価基準、評価方法、評価の実施状況、組織及び運営の状況について、自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

(2) 評価機関におけるフォローアップ

- ・ 認証評価機関は、評価の結果、改善事項を指摘した大学からの求めに応じて、再度評価を行うように努める。

(3) 評価における社会との関係強化

- ・ 認証評価機関は、評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取を含める。

◆改定の経緯

●2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申） 平成30年11月26日 中央教育審議会

- I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿
…学修者本位の教育への転換…
- II. 教育研究体制 …多様性と柔軟性の確保…
- III. 教育の質の保証と情報公表 …「学び」の質保証の再構築…
 - 全学的な教学マネジメントの確立
 - 学修成果の可視化と情報公表の促進
 - 教育の質保証システムの確立
 - 設置基準の見直し
 - 認証評価制度の充実 （法令違反等に対する厳格な対応）

◆改定の経緯

●2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）

平成30年11月26日 中央教育審議会

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置
…あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

V. 各高等教育機関の役割等
…多様な機関による多様な教育の提供…

VI. 高等教育を支える投資
…コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充…

◆改定の経緯

●学校教育法等の一部を改正する法律 →令和2年4月1日施行

1. 学校教育法の一部改正

- 認証評価：評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け
- 不適合の大学に対して、文科大臣が報告又は資料の提出を要求

2. 私立学校法の一部改正

- 大学設置の学校法人：認証評価結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成
- 大学設置の学校法人：財務書類等の公表
- 監事の牽制機能の強化等、役員職務及び責任に関する規定の整備 等

3. 国立大学法人法の一部改正

- 国立大学法人東海国立大学機構の創設（岐阜大学と名古屋大学を設置）
- 国立大学法人が複数の大学を設置する場合：大学総括理事の設置が可能
- 理事4人以上の法人は、理事に学外者の理事を複数含めること 等

4. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

- 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析を業務に追加 等

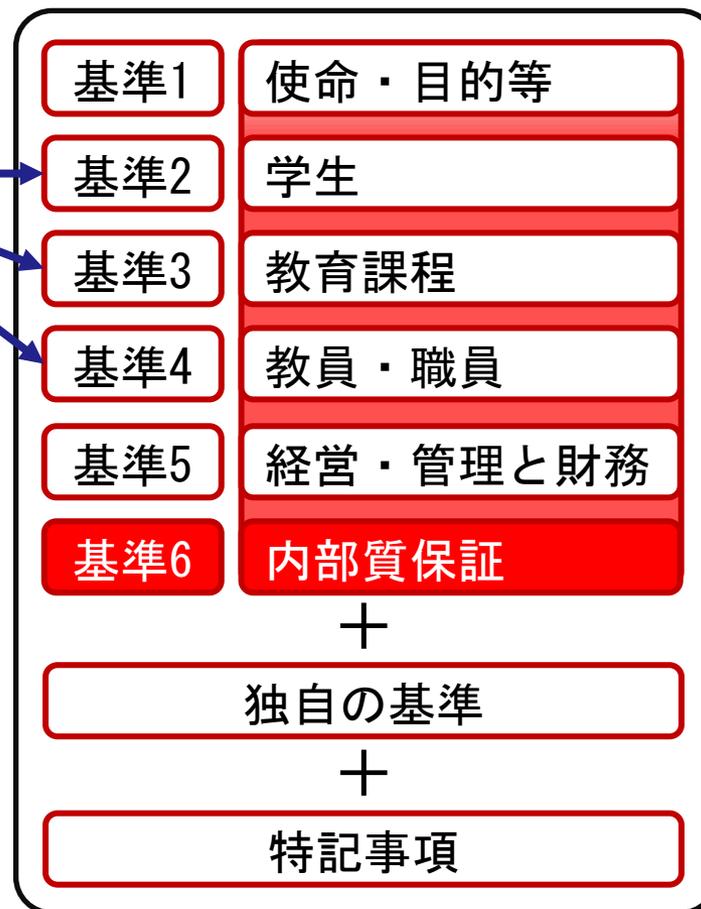
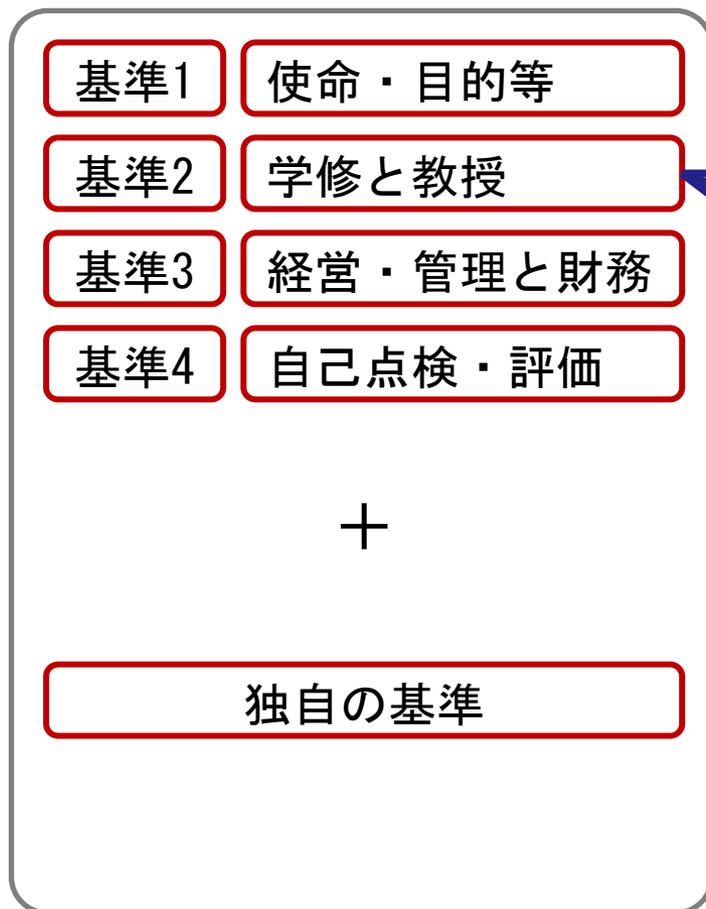
評価機構の対応について

◆日本高等教育評価機構の対応

1. 評価基準の改定

第2期の評価システム

第3期の評価システム



基準項目:22 評価の視点:51

基準項目:23 評価の視点:56

◆日本高等教育評価機構の対応

2. 内部質保証機能を重視＝重点評価項目：基準6

内部質保証とは・・・

自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること

大学の質とは・・・

「大学教育において最終的に保証されるべき質は、
学生の学びの内容と水準である。」

平成21年8月26日 中央教育審議会大学分科会
「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」
第1 公的な質保証システムの再検討について より



どのように自己点検・評価をするか？

・学びの内容と水準を定める  大学自らが求める一定の水準が保たれているかについて、自己点検・評価する。

◆日本高等教育評価機構の対応

2. 内部質保証機能を重視＝重点評価項目：基準6

6-1.内部質保証の組織体制

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	<input type="checkbox"/> 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

エビデンスの例示

- ・内部質保証に関する全学的な方針を示す資料
- ・内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料

内部質保証システムを構築するための組織(部署、委員会等)の根拠規則、議事録など

◆日本高等教育評価機構の対応

2. 内部質保証機能を重視＝重点評価項目：基準6

6-2.内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。
②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

エビデンスの例示

- ・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料
- ・自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
- ・IR機能の構築及び活動状況を示す資料

IR機能を担う組織(部署、委員会等)の根拠規則、議事録など

◆日本高等教育評価機構の対応

2. 内部質保証機能を重視＝重点評価項目：基準6

6-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	<input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。 <input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

エビデンスの例示

- ・三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況を示す資料
- ・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の改善状況を示す資料

◆日本高等教育評価機構の対応

2. 内部質保証機能を重視＝重点評価項目：基準6

6-3.内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。

例えば・・・

「ディプロマポリシーを基本とした学修成果の点検・評価」

- ・学修状況
- ・資格の取得状況
- ・就職状況の調査
- ・卒業生の満足度調査
- ・学生の意識調査
- ・就職先の企業アンケート など

- ・教育内容及び教育方法の改善
- ・学修指導の改善 など

◆日本高等教育評価機構の対応

2. 内部質保証機能を重視＝重点評価項目：基準6

6-3.内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

例えば・・・

学内

- ・自己点検・評価 など

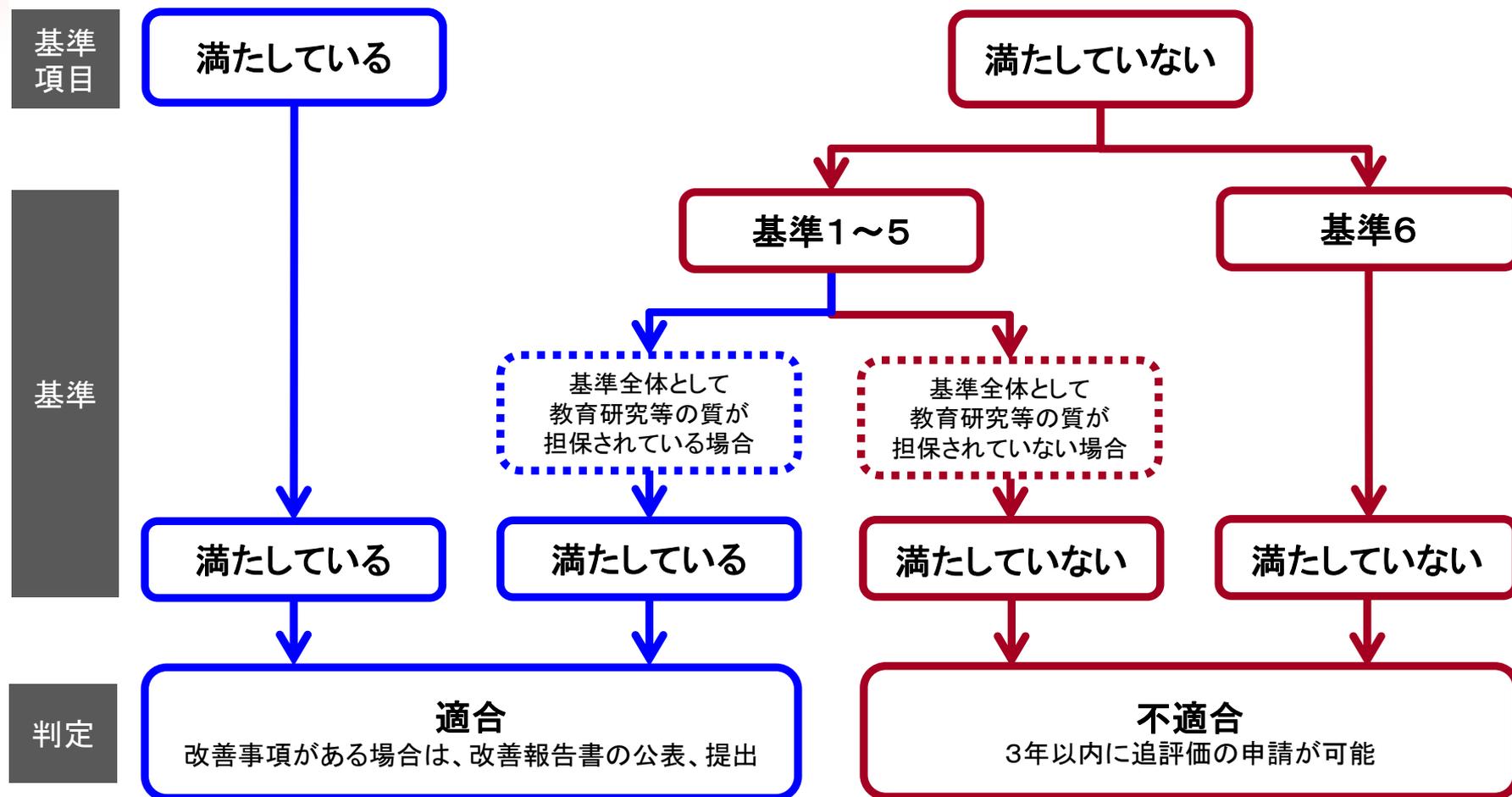
学外

- ・認証評価
- ・設置計画履行状況等調査
- ・外部評価 など

- ・法令などの遵守
- ・教育研究組織の整備
- ・学内規定の整備
- ・中長期的な計画及び財務計画の見直し
- ・教育研究環境の整備 など

◆日本高等教育評価機構の対応

●基準ごとの評価及び判定



◆日本高等教育評価機構の対応

3. 三つのポリシーの評価

三つのポリシーの評価に関連する基準項目、評価の視点及び留意点

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

④三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。

2-1. 学生の受入れ

①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。

◆日本高等教育評価機構の対応

3. 三つのポリシーの評価

三つのポリシーの評価に関連する基準項目、評価の視点及び留意点

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。

3-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

◆日本高等教育評価機構の対応

3. 三つのポリシーの評価

三つのポリシーの評価に関連する基準項目、評価の視点及び留意点

3-3.学修成果の点検・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

6-3.内部質保証の機能性

①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。

◆日本高等教育評価機構の対応（令和2年度～）

4. 評価基準に適合しているか否かの認定の義務付け

学校教育法の一部改正への対応

- ①認証評価の結果を「適合」「不適合」のみとし、「保留」を廃止
- ②「不適合」の大学等は、3年以内に「追評価」の申請が可能、評価結果は公表
- ③認証評価の公正かつ的確な実施を確保するため、評価員等の選定等において、受審校との間の利益相反の疑念を招かないよう留意し、適切な運用を行う